

1 検討事業名

山口県みほり学園施設整備事業

2 検討結果

従来手法による事業実施が適当

3 理 由

- 山口県みほり学園（児童心理治療施設）は、児童相談所の措置施設であり、措置費で運営される施設の性格上、収益施設の併設等による民間事業者の収益事業の展開は困難。
- また、児童ができる限り良好な家庭的環境の中で、心理治療を受けることができるよう、児童福祉施設整備運営基準に基づき整備することとなっていることから、民間の創意工夫による大幅なコスト縮減等の効果が期待できない。
- 導入可能性調査や、実施方針の策定に期間を要する P F I の手法では、工事が 1 年以上遅れる蓋然性が高く、施設の老朽化が著しい中、児童の生活環境の早期改善に支障が生じる。